

令和2年度 山口県設計標準歩掛表【運用編】・【運用編（積算編）】  
正誤表

適用基準日：030315

頁	正	誤
<p>運1-6 設計計上資材 単価決定要領</p>	<p style="text-align: center;">030315以降適用(030413 訂正)</p> <p>するかを確認すること。</p> <p>(ウ) 依頼文書には、下記の見積条件等を明示する。</p> <p>(a) 施工場所</p> <p>(b) 有効期限</p> <p>(c) 資材の特記仕様事項（形状寸法、品質、規格、数量、納入時期）等</p> <p>(d) 実勢取引価格であること。</p> <p>(e) 複数の資材を見積依頼する場合は、<u>資材を個別で採用するか、一連で採用するかを明示すること。</u></p> <p>(f) 開示請求があった場合は、開示すること。</p> <p>(g) 消費税を含まないこと。</p> <p>(h) 提出された見積に不明な点がある場合は、確認を行う場合がある旨を明示する。</p> <p>(i) 「提出する見積に有効期限を記載すること。」を明示する。</p> <p>イ 徴収した見積の取扱方法</p> <p>(ア) 徴収した見積の形状・寸法、規格、数量、性能、有効期限などが条件を満たしていないものを排除する。</p> <p>(イ) 上記(ア)の後、徴収した見積の平均値を算出し、±30%の範囲を外れる単価を異常値として排除する。</p> <p>(ウ) 上記(イ)の後、<u>平均値を算出し、その値を採用する。</u></p> <p>なお、端数処理方法は、円単位とし、円未満は切り捨てる。ただし、円未満を切り捨てると有効数字が2桁以下となる場合は、有効数字桁数は3桁とし、有効数字桁数より下の桁は切り捨てる。</p> <p>(エ) <u>上記(イ)、(ウ)の計算はそれぞれ1回のみ行う。</u></p> <p>(オ) 特殊な資材等で単価の見積依頼先が1社しか無く、その1社の見積単価を採用する場合は、端数処理は行わない。</p> <p>(6) メーカー公表単価にスライド率を乗じて算出する場合（スライド単価）</p> <p>使用したい資材並びに類似する資材価格（メーカー希望価格）がカタログ、パンフレット、ウェブサイト等で広く一般に公表されているとともに、類似製品について県標準単価もしくは物価資料掲載単価にある場合、スライド単価を適用できる。</p> <p>【算定方法は以下のとおりとする】</p> <p>算定式：<math>A = a \times (B/b)</math></p> <p>設計計上する資材の単価：A</p> <p>設計計上する資材のメーカー希望価格（公表単価）：a</p> <p>設計計上する資材の類似品（規格・寸法は異なるが構造が類似した製品）のメーカー希望価格（公表価格）：b</p> <p>設計計上する資材の類似品の県標準単価もしくは物価資料掲載単価：B</p> <p>※上記B及びbについては、複数規格（原則3品とする）でB/bを算出し、その平均値を用いる。</p> <p>※B/bの値は、計算途中並びに最終の計算結果について小数第3位を四捨五入すること。Aの単価については、円単位とし、円未満は切り捨てる。ただし、円未満を切り捨てると有効数字が2桁以下となる場合は、有効数字桁数は3桁とし、有効数字桁数より下の</p> <p style="text-align: center;">運 1-6</p>	<p style="text-align: center;">030315以降適用</p> <p>するかを確認すること。</p> <p>(ウ) 依頼文書には、下記の見積条件等を明示する。</p> <p>(a) 施工場所</p> <p>(b) 有効期限</p> <p>(c) 資材の特記仕様事項（形状寸法、品質、規格、数量、納入時期）等</p> <p>(d) 実勢取引価格であること。</p> <p>(e) 複数の資材を見積依頼する場合は、<u>資材を個別で採用するか、一連で採用するかを明示する。</u></p> <p>(f) 開示請求があった場合は、開示すること。</p> <p>(g) 消費税を含まないこと。</p> <p>(h) 提出された見積に不明な点がある場合は、確認を行う場合がある旨を明示する。</p> <p>(i) 「<u>提出する見積に有効期限を記載すること。</u>」を明示する。</p> <p>イ 徴収した見積の取扱方法</p> <p>(ア) 徴収した見積の形状・寸法、規格、数量、性能、有効期限などが条件を満たしていないものを排除する。</p> <p>(イ) 上記(ア)の後、徴収した見積の平均値を算出し、±30%の範囲を外れる単価を異常値として排除する。</p> <p>(ウ) 上記(イ)の後、平均単価を採用する。</p> <p>なお、端数処理方法は、円単位とし、円未満は切り捨てる。ただし、円未満を切り捨てると有効数字が2桁以下となる場合は、有効数字桁数は3桁とし、有効数字桁数より下の桁は切り捨てる。</p> <p>(エ) 特殊な資材等で単価の見積依頼先が1社しか無く、その1社の見積単価を採用する場合は、端数処理は行わない。</p> <p>(6) メーカー公表単価にスライド率を乗じて算出する場合（スライド単価）</p> <p>使用したい資材並びに類似する資材価格（メーカー希望価格）がカタログ、パンフレット、ウェブサイト等で広く一般に公表されているとともに、類似製品について県標準単価もしくは物価資料掲載単価にある場合、スライド単価を適用できる。</p> <p>【算定方法は以下のとおりとする】</p> <p>算定式：<math>A = a \times (B/b)</math></p> <p>設計計上する資材の単価：A</p> <p>設計計上する資材のメーカー希望価格（公表単価）：a</p> <p>設計計上する資材の類似品（規格・寸法は異なるが構造が類似した製品）のメーカー希望価格（公表価格）：b</p> <p>設計計上する資材の類似品の県標準単価もしくは物価資料掲載単価：B</p> <p>※上記B及びbについては、複数規格（原則3品とする）でB/bを算出し、その平均値を用いる。</p> <p>※B/bの値は、計算途中並びに最終の計算結果について小数第3位を四捨五入すること。Aの単価については、円単位とし、円未満は切り捨てる。ただし、円未満を切り捨てると有効数字が2桁以下となる場合は、有効数字桁数は3桁とし、有効数字桁数より下の桁は切り捨てる。</p> <p style="text-align: center;">運 1-6</p>

令和2年度 山口県設計標準歩掛表【運用編】・【運用編（積算編）】  
正誤表

適用基準日：030315

頁	正	誤
<p>運1-10 見積徴収歩掛 決定要領</p>	<p style="text-align: center;">030315以降適用(030413訂正) 別紙4</p> <p style="text-align: center;">見積徴収歩掛決定要領</p> <p><b>1 適用</b> この要領は、山口県の施工する土木工事等の積算に用いる見積徴収歩掛の決定に適用する。 ただし、この要領によりがたい場合は、事前に事業主管課との協議により別途運用することができるものとする。</p> <p><b>2 見積依頼にあたっての留意事項</b> (1) 見積書の依頼は原則として3者以上に文書で依頼するものとする。ただし、特殊工法等で歩掛の見積依頼先が3者未満の場合については、1者又は2者の見積歩掛を採用することができる。 (2) 複数の歩掛を見積依頼する場合は、その歩掛が個別に機能するか、一体で機能するかを確認すること。 (3) 依頼文書に下記の見積条件等を明示する。 ア 現場条件、施工条件、施工数量等 イ 有効期限 ウ 提出参考様式として、単位数量当りの代価表を添付し、代価表に予め基本的な項目（労務費及び機械経費等）等を明示する。 エ 代価表の項目を追加できる旨を明示する。 オ 複数の歩掛を見積依頼する場合は、歩掛を個別で採用するか、一連で採用するかを明示する。 カ 開示請求があった場合は、開示すること。 キ 採用した歩掛を公表すること。 ただし、資材単価と歩掛を一体で見積徴収する場合は非公表とするため、明示しなくてよい。 ク 提出された見積に不明な点がある場合は、確認を行う場合がある旨を明示する。 ケ 「提出する見積に有効期限を記載すること。」を明示する。 (4) 入札参加者以外に見積を依頼する場合は、「採用した歩掛を公表し、企業名等は公表しない」旨を記載したうえで、公表についての「支障の有無」及び「支障有の場合の理由」を確認すること。ただし、資材単価と歩掛を一体で見積徴収する場合は非公表とするため確認しなくてよい。 (5) 歩掛見積は、原則として、労務費及び機械経費等の見積を徴収する。</p> <p><b>3 徴収した見積の取扱方法</b> (1) 単一の歩掛を見積徴収する場合の取扱方法 ア 提出された見積について、県標準単価及び物価資料掲載単価等に掲載のあるものは置き換え、端数処理が必要な場合は端数処理を行う。 イ 材料費が計上された見積書が提出された場合、その材料費は参考として取り扱うこととし、資材単価は、別紙1「設計計上資材単価決定要領」により定めた単価を採用する。また、その資材が歩掛と一体として機能する場合は(3)による。 ウ 上記ア、イの後、総価を算出し、総価の平均値から±30%の範囲を外れたものを異常値として排除する。 エ 上記ウの後、平均値を算出し、その直下となる歩掛を採用する。 オ 上記ウ、エの計算はそれぞれ1回のみ行う。 (2) 複数の歩掛を見積徴収するが、複数の歩掛が個別に機能する場合の取扱方法 ア それぞれ単一の歩掛とみなし、(1)と同様に取扱う。 (3) 複数の歩掛を見積徴収し、複数の歩掛が一体で機能する場合 ア 単価の置き換えについては3(1)ア、イと同様の扱いをする。 イ 上記アの後、複数歩掛の総価を算出し、複数歩掛の総価の平均値から±30%の範囲を外れたものを異常値として排除する。</p> <p style="text-align: center;">運 1-10</p>	<p style="text-align: center;">030315以降適用 別紙4</p> <p style="text-align: center;">見積徴収歩掛決定要領</p> <p><b>1 適用</b> この要領は、山口県の施工する土木工事等の積算に用いる見積徴収歩掛の決定に適用する。 ただし、この要領によりがたい場合は、事前に事業主管課との協議により別途運用することができるものとする。</p> <p><b>2 見積依頼にあたっての留意事項</b> (1) 見積書の依頼は原則として3者以上に文書で依頼するものとする。ただし、特殊工法等で歩掛の見積依頼先が3者未満の場合については、1者又は2者の見積歩掛を採用することができる。 (2) 複数の歩掛を見積依頼する場合は、その歩掛が個別に機能するか、一体で機能するかを確認すること。 (3) 依頼文書に下記の見積条件等を明示する。 ア 現場条件、施工条件、施工数量等 イ 有効期限 ウ 提出参考様式として、単位数量当りの代価表を添付し、代価表に予め基本的な項目（労務費及び機械経費等）等を明示する。 エ 代価表の項目を追加できる旨を明示する。 オ 複数の歩掛を見積依頼する場合は、歩掛を個別で採用するか、一連で採用するかを明示する。 カ 開示請求があった場合は、開示すること。 キ 採用した歩掛を公表すること。 ただし、資材単価と歩掛を一体で見積徴収する場合は非公表とするため、明示しなくてよい。 ク 提出された見積に不明な点がある場合は、確認を行う場合がある旨を明示する。 ケ 「提出する見積に有効期限を記載すること。」を明示する。 (4) 入札参加者以外に見積を依頼する場合は、「採用した歩掛を公表し、企業名等は公表しない」旨を記載したうえで、公表についての「支障の有無」及び「支障有の場合の理由」を確認すること。ただし、資材単価と歩掛を一体で見積徴収する場合は非公表とするため確認しなくてよい。 (5) 歩掛見積は、原則として、労務費及び機械経費等の見積を徴収する。</p> <p><b>3 徴収した見積の取扱方法</b> (1) 単一の歩掛を見積徴収する場合の取扱方法 ア 提出された見積について、県標準単価及び物価資料掲載単価等に掲載のあるものは置き換え、端数処理が必要な場合は端数処理を行う。 イ 材料費が計上された見積書が提出された場合、その材料費は参考として取り扱うこととし、資材単価は、別紙1「設計計上資材単価決定要領」により定めた単価を採用する。また、その資材が歩掛と一体として機能する場合は(3)による。 ウ 上記ア、イの後、総価を算出し、総価の平均値から±30%の範囲を外れたものを異常値として排除する。 エ 上記ウの後、平均値を算出し、その直下となる歩掛を採用する。 (2) 複数の歩掛を見積徴収する場合の取扱方法 ア 複数の歩掛が個別に機能する場合 それぞれ単一の歩掛とみなし、(1)と同様に取扱う。 イ 複数の歩掛が一体で機能する場合 単価の置き換えについては3(1)ア、イと同様の扱いをする。異常値排除については、複数歩掛の総価の平均値から±30%の範囲を外れたものとし、異常値排除後、複数歩掛の総価の平均直下となる一連の歩掛を採用する。</p> <p style="text-align: center;">運 1-10</p>

令和2年度 山口県設計標準歩掛表【運用編】・【運用編（積算編）】  
正誤表

適用基準日：030315

頁	正	誤
<p>運1-11 見積徴収歩掛 決定要領</p>	<p style="text-align: center;">030315以降適用(030413 訂正)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>ウ 上記イの後、複数歩掛の総価の平均値を算出し、その直下となる一連の歩掛を採用する。 エ 上記イ、ウの計算はそれぞれ1回のみ行う。</p> <p>(4) 資材単価と歩掛を一体で見積徴収する場合の取扱方法 資材単価と歩掛は個別に見積徴収することを原則とするが、発注時に資材の規格等を指定せず、資材の性能・機能を指定する場合など、資材と歩掛が密接な関係にあると判断される場合は、資材単価と歩掛を一体的に見積徴収することができるものとする。 例：工場製作を行うポンプの製作・据付工事等 資材と歩掛が一体で機能する場合の取扱方法は、以下によることとする。 ア 単価の置き換えについては（1）ア、イと同様の扱いをする。 イ 上記アの後、資材単価と歩掛の総価の平均値から±30%の範囲を外れたものを異常値として排除する。 ウ 上記イの後、資材単価と歩掛の総価の平均値を算出し、その直下となる資材単価と歩掛を採用する。設計書には一式で計上する。 エ 上記イ、ウの計算はそれぞれ1回のみ行う。 なお、見積の徴収方法、採用方法等については、各事業主管課と別途協議すること。</p> <p>(5) その他 ア 徴収した見積の規格、数量、性能、有効期限などが条件を満たしていないものを排除する。 イ 提出された見積に不明な点がある場合は、当該見積提出者に確認を行うこと。なお、その結果見積内容に不備があることが判明した場合は、見積提出締切前であれば再提出を受け、見積提出締切後であれば、当該見積は採用しないものとする。 ウ 施工費を歩掛ではなく単価として徴収した見積の取扱については、「設計計上資材単価決定要領4（6）イ徴収した見積の取扱方法」により、平均単価を採用すること。</p> <p>4 諸雑費の取扱い (1) 諸雑費の計上 見積に諸雑費を計上する必要がある場合は、その計上は認めるが、諸雑費として計上する内容や、諸雑費の根拠（諸雑費の率及び対象となるもの（労務費、機械経費、材料費等））を明記させること。 なお、材料費が諸雑費の対象となり、見積書に材料費が記載されている場合の取扱いは、上記3（3）と同様とする。</p> <p>(2) 諸雑費による端数処理方法 ア 諸雑費率を計上するもの 単位数量当りの代価表の合計金額が、有効数字4桁になるように原則として所定の諸雑費率以内で端数を計上する。 イ 端数処理のみの場合 単位数量当りの代価表の合計金額が、有効数字4桁になるように原則として端数を計上する。 ウ 設計標準歩掛表（港湾編）を適用し見積徴収する場合 雑材料の計上の有無にかかわらず、単位数量当りの代価表の合計金額を円止め（円未満切捨て）とする。 なお、諸雑費として計上された場合も同様とする</p> <p>5 その他留意事項 (1) 業務関係歩掛見積の単価表の合計金額の端数処理について ア 設計業務等（港湾測量業務及び港湾土質調査業務を含む） 原則として、端数処理は行わない（円止め、円未満切捨て）。 イ 測量業務及び地質調査業務（港湾測量業務及び港湾土質調査業務を除く） 単位数量当り単価の場合、有効数字4桁（5桁目以降切捨て）とする。</p> </div> <p style="text-align: center;">運 1-11</p>	<p style="text-align: center;">030315以降適用</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(3) 資材単価と歩掛を一体で見積徴収する場合の取扱方法 資材単価と歩掛は個別に見積徴収することを原則とするが、発注時に資材の規格等を指定せず、資材の性能・機能を指定する場合など、資材と歩掛が密接な関係にあると判断される場合は、資材単価と歩掛を一体的に見積徴収することができるものとする。 例：工場製作を行うポンプの製作・据付工事等 資材と歩掛が一体で機能する場合の取扱方法は、以下によることとする。 ア 単価の置き換えについては（1）ア、イと同様の扱いをする。 イ 上記アの後、資材単価と歩掛の総価の平均値から±30%の範囲を外れたものを異常値として排除する。 ウ 上記イの後、資材単価と歩掛の総価の平均値を算出し、その直下となる資材単価と歩掛を採用し、設計書には一式で計上する。 なお、見積の徴収方法、採用方法等については、各事業主管課と別途協議すること。</p> <p>(4) その他 ア 徴収した見積の規格、数量、性能、有効期限などが条件を満たしていないものを排除する。 イ 提出された見積に不明な点がある場合は、当該見積提出者に確認を行うこと。なお、その結果見積内容に不備があることが判明した場合は、見積提出締切前であれば再提出を受け、見積提出締切後であれば、当該見積は採用しないものとする。 ウ 施工費を歩掛ではなく単価として徴収した見積の取扱については、「設計計上資材単価決定要領4（5）イ徴収した見積の取扱方法」により、平均単価を採用すること。</p> <p>4 諸雑費の取扱い (1) 諸雑費の計上 見積に諸雑費を計上する必要がある場合は、その計上は認めるが、諸雑費として計上する内容や、諸雑費の根拠（諸雑費の率及び対象となるもの（労務費、機械経費、材料費等））を明記させること。 なお、材料費が諸雑費の対象となり、見積書に材料費が記載されている場合の取扱いは、上記3（3）と同様とする。</p> <p>(2) 諸雑費による端数処理方法 ア 諸雑費率を計上するもの 単位数量当りの代価表の合計金額が、有効数字4桁になるように原則として所定の諸雑費率以内で端数を計上する。 イ 端数処理のみの場合 単位数量当りの代価表の合計金額が、有効数字4桁になるように原則として端数を計上する。 ウ 設計標準歩掛表（港湾編）を適用し見積徴収する場合 雑材料の計上の有無にかかわらず、単位数量当りの代価表の合計金額を円止め（円未満切捨て）とする。 なお、諸雑費として計上された場合も同様とする。</p> <p>5 その他留意事項 (1) 業務関係歩掛見積の端数処理について ア 設計業務等（港湾測量業務及び港湾土質調査業務を含む） 原則として、端数処理は行わない（円止め、円未満切捨て）。 イ 測量業務及び地質調査業務（港湾測量業務及び港湾土質調査業務を除く） 単位数量当り単価の場合、有効数字4桁（5桁目以降切捨て）とする。</p> </div> <p style="text-align: center;">運 1-11</p>